2015 年 5 月 12 日

名古屋税関　中部空港支署長　御中
FAX　0569-38-7609
財務省関税局　業務課　御中
FAX　03-5251-2125
（全 7 枚）

【至急】ワシントン条約で規制されたミナミイシガメ輸出にかかる
犯則事件に関する要望書

東京都港区虎ノ門 2-5-4 末広ビル 5 階
特定非営利活動法人　トラ・ゾウ保護基金（JTEF）
理事長　戸　川　久　美
東京都文京区本駒込 5-18-10-102
特定非営利活動法人　地球生物会議（ALIVE）
代　表　情　野　康　洋
代　表　北　村　孝　至

日頃、関税法の適正な執行により、ワシントン条約の効果的実施にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、今般、貴署にて、ミナミイシガメ及びイシガメ（いずれもワシントン条約附属書Ⅱ掲載）合計約 400 匹の輸出差止めがされているところ、それらの種の判別完了次第、近日輸出者に返還される可能性があるとお聞きしています。

しかしながら、本件については、以下のとおり特別な問題があります。

〇密輸出が、実質的輸出禁止措置への対抗措置として行われたこと

環境省は、先日、ミナミイシガメ（亜種ヤエヤマイシガメを含む）の輸出申請に対する助言を当分の間停止する」ことを決めた（平成 27 年 4 月 22 日中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会での報告）。そうなると、経産省は輸出許可を行えなくなるため、合法的な輸出は不可能となる。

環境省がこのような措置をとったのは、自然分布域におけるヤエヤマイシガメの推定個体数が、環境省が行った調査により約 33,000 個体ということが明らかとなった一方、平成 25 年 8 月以降、約 6 千個体が輸出されており、種の存続を脅かす過剰な利用と考えられたからである（平成 27 年 3 月 27 日環境省報道発表　https://www.env.go.jp/press/100778.html）（なお、環境省は、4 月 22 日野生生物小委員会にて、イシガメについても輸出が増えているため、今後検討が必要であると述べている）。

本件は、輸出が試みられた時期から考えて、上記の輸出の実質的全面禁止措置に対して、大量密輸で対抗しようとしたものといえ、きわめて悪質な行為である。

○輸出差止物品を輸出者に返還すると、それが還流して再度密輸出が発生するおそれがあること

もっぱら輸出用に取得された商品については、その輸出者は収益を求めるだけでなく、取得に要した費用の回収の動機を強くもっているところ、ミナミイシガメについては上記のとおり、当面、実質的な輸出禁止措置がとられている。そのため、本件輸出差止物品を輸出者に返還してしまうと、輸出者が再度の密輸出に及ぶおそれが大きい。

そこで、貴署に対して、下記のとおり要望いたします。ご高配のほどよろしくお願いいたします。

記

1　犯則調査を慎重に行い、政府のミナミイシガメ輸出禁止措置に対抗する意図、業として行われた事実、犯則物品の数量、犯則行為者の任意放棄の意思等を十分勘案し、検察官への告発も視野に入れた厳しい処分を検討されること。

2　輸出を差し止められた動物は、所有者を鋭意説得して所有権を任意放棄させ、日本動物園水族館協会と寄託契約関係にある経済産業省を通じ、しかるべき動物園・水族館に移送すること。

担当：坂元雅行（JTEF 事務局長／弁護士）
電話　03-3595-8089
FAX　03-3595-8090
E-mail　yukisakamoto@jtef.jp

以上

添付資料
「ヤエヤマイシガメの輸出に係るパブリックコメントの結果」（4 枚）
（環境省自然環境局野生生物課作成。4 月 22 日中央環境審議会野生生物小委員会配布）
「ヤエヤマイシガメの輸出に係る助言について」（2 枚）
（環境省自然環境局野生生物課作成。3 月 23 日中央環境審議会野生生物小委員会配布）